

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業業務に従事していた。
- 2 請求人は、同年〇月〇日、取引先に会社製品を納入し、社用車を運転して帰社する途中、交差点において赤信号で停車していたところを後続の乗用車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌〇日、C病院に受診し、「頸椎捻挫、頭部打撲」と診断され、同年〇月〇日、D病院に受診し、「頸椎捻挫、頭部外傷、腰部挫傷、背部挫傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、本件災害により請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には同一部位に既に障害等級第14級に該当する障害があり、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件災害により請求人に残存する障害が、既存障害と別の部位に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害により残存する障害は、腰部の痛み等の神経症状であり、既存障害は頸部の痛み等の神経症状で、神経症状が現れている部位が別個であるから、同一部位に新たな障害が加わったものではないと主張するので検討する。

本件災害による請求人に係る残存障害は、決定書理由で説示するとおり、「頸部から両肩・両手指にかけての痛み、しびれ等の神経症状」と「腰部の痛み等の神経症状」であることから、いずれも「局部に神経症状を残すもの」障害等級第14級の9（障害系列表「系列13」）に該当すると判断することが相当である。

(2) 請求人の既存障害については、「頸部、右上肢の痛み等の神経症状」が「局部に神経症状を残すもの」障害等級第14級の9（障害系列表「系列13」）に該当するものとされており、既存障害に係る障害補償給付支給請求書添付のE医師の平成〇年〇月〇日付け診断書にも傷病名「頸椎捻挫、腰背部挫傷、右膝内障、右上肢神経麻痺、右頸部神経根症状」として、腰背部に係る記載はあるも、同部位の神経症状に係る記載はない。もっとも、請求人は、同年〇月〇日付け聴取書において、「背中・腰には常に鉛が入っているような重くするしい痛み、突っ張ったような痛みがある。」と申し述べており、腰背部への症状が発現していた可能性は否定できない。

当審査会としては、同申述のみにおいては、既存障害の症状固定時に、腰部に痛み等の神経症状があったか否かを確定し得るものではないと思料するも、既存障害として腰背部についても神経症状があった可能性は残るといわざるを得ない。

この点、仮に、請求人の主張するとおり、本件災害による残存障害は既存障害としては評価されていない腰背部痛であり、神経症状が現れる身体上の部位が異なるとしても、加重の場合の同一の部位とは、原則として同一の障害系列をいうものとされるから、決定書理由で説示するとおり、本件災害による残存障害と既存障害は、系列区分13に属するため同一部位の障害といわざるを得ない。したがって、本件において、既存障害と現存障害は、同一部位の障害で同一等級（第14級）であることから、加重に該当せず、障害補償給付を支給することはできないとした監督署長の判断は、妥当である。

- (3) なお、請求人は、自賠責保険では請求人の残存障害である腰部の神経症状について、既存障害の頸部の神経症状とは同一の部位の障害であるとは判断されておらず、労災保険においても別部位として認定すべきであると主張するが、そもそも自賠責保険でどのような根拠をもって請求人を障害等級第14級と判断したかは承知するところではなく、当審査会としては、医師の所見を含め一件記録を精査の上判断したものであり、請求人の主張は上記判断を左右しない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。